北九州市居住誘導促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居住誘導区域内へ移転する者に対し、予算の範囲内で移 転費用等の一部を助成することにより、居住誘導区域内の居住人口の増加を 促進し、もってコンパクトシティの形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、店舗等の 用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分 の1未満のものに限る。)を含む。
 - (2) 居住誘導区域 北九州市立地適正化計画に記載する都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。
 - (3) 既存住宅 次のいずれかの区域に存する住宅(国又は地方公共団体が所有する住宅を除く。)をいう。
 - ア 北九州市の市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)のうち、令和6年8月1日以後に市街化区域(同項の市街化区域をいう。以下同じ。)から市街化調整区域に編入した区域
 - イ 北九州市の市街化調整区域のうち、土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第 1項の土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
 - (4) 代替住宅 移転者が居住誘導区域内に建設し、又は購入する住宅をいう。
 - (5) 移転元地 既存住宅が所在する土地をいう。
 - (6) 移転者 既存住宅に居住しており、補助事業により居住誘導区域内 に移転する者をいう。
 - (7) 施工業者等 第3条の補助金の交付対象者(同条を除き、以下「補助対象者」という。)が第4条第1項の補助金の交付対象事業(同項を除き、以下「補助対象事業」という。)を行うために契約する事業者をいう

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 移転者であること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業で、移転者が居住誘導区域 内へ移転するに当たり行う事業とする。
 - (1) 住居移転事業(移転者が居住誘導区域内に移転するための引越しを 行う事業をいう。以下同じ。)
 - (2) 代替住宅建設等事業(移転者が居住誘導区域に移転するために代替 住宅を建設し、若しくは購入し、又は当該代替住宅用に土地を購入する事 業をいう。以下同じ。)
 - (3) 既存住宅除却及び整地事業(既存住宅の除却及び移転元地の整地(当該移転元地に隣接する区域における宅地の管理上必要な安全対策等の措 置を含む。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)
- 2 住居移転事業及び代替住宅建設等事業は、既存住宅除却及び整地事業を伴 うものでなければならない。

(補助対象事業に関する努力義務)

- 第5条 第12条第1項の補助金の交付を受けようとする事業認定者(同項を除き、以下「補助申請者」という。)は、補助対象事業を北九州市内の個人事業主又は北九州市内に本社がある企業(以下「市内業者」という。)である施工業者等に請け負わせるよう努めなければならない。
- 2 補助申請者は、補助対象事業を市内業者に請け負わせることができない特 段の理由がある場合は、別に定める理由書を第12条第1項の補助金交付申 請書に添えて市長に提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の表の補助対象経費の欄に掲げる額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、予算の範囲内で補助金として交付する。

補助対象事業	補助対象経費
住居移転事業	引越しに要する経費の全額(当該額が975,000円
	を超える場合は、975、000円)

代替住宅建設 等事業

代替住宅を建設し、又は購入するために借り入れた資金 の利子相当額(当該資金の年利率が8パーセントを超え る場合は、年利率8パーセントで算定した額)(当該額 が3, 250, 000円を超える場合は、3, 250, 000円)

代替住宅用に土地を購入するために借り入れた資金の利 子相当額(当該資金の年利率が8パーセントを超える場 合は、年利率8パーセントで算定した額) (当該額が9 60,000円を超える場合は、960,000円)

既存住宅除却

|既存住宅の除却及び移転元地の整地に要する経費の2分 及び整地事業 | の1の額(当該額が3,000,000を超える場合は (3,000,0000)

前項の規定に関わらず、第2条第3号イの区域に存する既存住宅にあって は、同項の規定により算定した住居移転事業及び既存住宅除却及び整地事業 に係る補助対象経費を合算した額が975、000円を超える場合は、住宅 移転事業及び既存住宅除去及び整地事業の補助対象経費は、合計975,0 00円とする。

(事業の認定申請)

第7条 第12条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は 、あらかじめ、別に定める事業認定申請書に関係書類を添えて、市長に事業 の認定を申請しなければならない。

(事業の認定)

第8条 市長は、前条の規定による事業の認定の申請の内容を審査し、適当と 認めたときは、事業の認定の決定(以下「事業認定決定」という。)を行い 、その旨を別に定める事業認定決定通知書により当該申請を行った者に通知 するものとする。

(事業認定決定の変更)

- 第9条 前条の規定により事業認定決定を受けた者は、当該事業認定決定を受 けた事業の内容に変更が生ずる場合は、速やかに、別に定める事業認定変更 申請書に関係書類を添えて、市長に当該事業認定決定の変更を申請しなけれ ばならない。
- 2 市長は、前項の規定による事業認定決定の変更の申請の内容を審査し、適 当と認めたときは、事業認定決定の変更の決定(以下「事業認定変更決定」 という。)を行い、その旨を別に定める事業認定変更決定通知書により当該

申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査により事業認定決定の変更を行うことが不 適当と認めたときは、事業認定決定の変更の不承認の決定を行い、その旨及 びその理由を別に定める事業認定変更不承認通知書により当該申請を行った 者に通知するものとする。

(事業認定申請の取下げ)

- 第10条 前2条の規定により事業認定決定又は事業認定変更決定(以下「事業認定決定等」という。)を受けた者(以下「事業認定者」という。)は、 事業認定決定等を受けた事業を廃止するときは、速やかに、別に定める事業 認定取下届により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業認定決定等を取り消 すものとし、別に定める事業認定取消通知書により事業認定者に通知するも のとする。

(事業認定決定の取消し)

- 第11条 市長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業認定決定等の全部又は一部を取り消すことができるものとする。この場合において、取消しにより事業認定者に損害が生じた場合も、市は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により事業認定決定等を受けたとき。
 - (2) 補助対象者に該当しないことが判明したとき(第7条の規定による 事業の認定の申請後に該当しなくなった場合を含む。)。
 - (3) 第23条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を 取り消したとき。
- 2 市長は、第1項の規定により事業認定決定等を取り消したときは、別に定める事業認定決定取消通知書により事業認定者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第12条 補助金の交付を受けようとする事業認定者は、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 既存住宅除却及び整地事業に係る補助金の交付の申請は、住居移転事業が 完了した年度の翌年度8月末日までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)を行い、その旨を別に定める補助金交付決定通知書

により補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付決定を行うときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示をし、又は条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により補助金を交付することが不適当と 認めたときは、補助金の不交付の決定を行い、その旨及びその理由を別に定 める補助金不交付決定通知書により補助申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

- 第14条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。) は、当該補助金交付決定を受けた事業の内容に変更が生ずる場合は、速やか に、別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に当該補助 金交付決定の変更を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金交付決定の変更の申請の内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金交付決定の変更の決定を行い、その旨を別に定 める補助金交付変更通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による審査により補助金交付決定の変更を行うことが不適当と認めたときは、補助金交付決定の変更の不承認の決定を行い、その旨及びその理由を別に定める補助金交付変更不承認通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(事業完了の期限等)

- 第15条 補助金交付決定者は、補助金交付決定を受けた後に、補助対象事業 に着手するものとする。
- 2 補助金交付決定者は、補助金交付決定を受けた年度の1月末日までに補助 対象事業を完了しなければならない。

(完了実績報告)

- 第16条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、別に定める 完了実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から起算して 2 0 日以 内に行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、完了実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める補助金確定通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第18条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、別に定め

る補助金交付請求書に関係書類を添えて、当該通知で定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

- 第19条 補助金交付決定者は、補助金交付決定を受けた補助対象事業を廃止 するときは、速やかに、別に定める補助金交付申請取下届により市長に届け 出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金交付決定を取り消 すものとし、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者 に通知するものとする。

(遵守事項)

- 第20条 補助金交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 代替住宅建設等事業に係る代替住宅を市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供してはならない。
 - (2) 移転元地を既存住宅除却及び整地事業の完了後に居住の用に供して はならない(補助金交付決定者以外の第三者が居住の用に供する場合を含 む。)。

(照会等の実施)

- 第21条 市長は、補助対象事業に関し、補助金交付決定者に対する質問、関係機関への照会等の必要な措置を実施することができる。
- 2 市長は、補助対象事業が適切に行われていないと認めるときは、補助金交 付決定者に対して、当該補助対象事業を適切に行うように指示するものとす る。

(書類の整理)

第22条 補助金交付決定者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない

(補助金交付決定の取消し)

- 第23条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。この場合において、当該取消しにより補助金交付決定者に損害が生じた場合も、市は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の使途に使用したとき。
 - (3) 補助対象者に該当しないことが判明したとき (第12条第1項の規

定による申請後に該当しなくなった場合を含む。)。

- (4) 虚偽の事項を報告したとき。
- (5) 事業認定決定等の全部又は一部が取り消されたとき。
- (6) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令若しくはこの要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (7) 施工業者等が暴力団、暴力団並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (8) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第17条の規定による補助金の額の確定を行った後においても同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第24条 市長は、補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに 係る部分に関し補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金返還命 令書により補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 補助金交付決定者は、前項の規定による補助金の返還の命令を受けたとき は、補助金返還命令書に記載する期日までに当該返還の命令を受けた補助金 を市に納入しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に定めると ころによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市戦略局長が定める。 付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。